

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和7年3月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、4番 山崎廣美 委員と、5番 川崎信彦 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次の会議について日程説明。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、6件でございます。「議案第1号、通り番1から6を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
10番委員	■通り番1番 通り番1を説明します。 譲受人の社会福祉法人■■■■が、事業拡大により入所者及び通所者のリハビリを目的として耕作する農地が必要であるため、譲渡人の有限会社■■■■から農地を買い受けるものです。 関係書類も揃っており、問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
9 番委員	■通り番 2・3 通り番 2 と 3 を続けて説明します。 2 件とも譲渡人は、■■■■さんと■■■さんの共有地です。 通り番 2 の譲渡人は■■■■さんで、通り番 3 の譲受人は■■■■さんですが、それぞれ■■■さんらが耕作管理できないとの事で、申請地の付近住んでいるお二方がそれぞれ買い受けて耕作管理するということです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 2 と 3 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
11 番委員	■通り番 4 通り番 4 を説明します。 申請地は■■■■さんと■■■■さんで共有地です。お二人とも遠方のため、耕作管理できないことから譲受人の■■■さん売買するものです。■■■さんは現在の住民票は糸島市ですが、申請地の横の空き家を買って移住するとのことで、管理についても問題ないと思います。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 4 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 5 につきて、地元委員の説明及び意見ををお願いします。
8 番委員	■通り番 5 通り番 5 を説明します。 譲渡人の ■■■■ さんが耕作管理できないため、付近を耕作する譲受人の ■■■■ さんと売買するものです。申請地は河原田の村はずれの農地です。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 5 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 6 につきて、地元委員の説明及び意見ををお願いします。
2 番委員	■通り番 6 通り番 6 を説明します。 今回の申請人は、■■■■ さん、■■■■ さん、■■■■ さんですが、そのほか 5 名の共有地で、それぞれの持ち分を譲受人の ■■■■ さんに相続財産の整理の一環として贈与するものです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 6 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとしますので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。

	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
議 長	続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、4 件でございます。 「議案第 2 号、通り番 1 から 4 を議案書をもとに朗読」 議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
10 番委員	■通り番 1・2 通り番 1 と 2 を続けてついて説明します。 議案第 1 号の通り番 1 に関連しますが、譲受人の社会福祉法人 ■■■■の運営するデイケア施設が事業拡大に伴い駐車場が不足することから、隣接する有限会社■■■■より買い受けるものです。 次に通り番 2 についてですが、譲受人の株式会社■■■は建設機械のレンタル会社を大村のパチンコ店の横で営業していますが、現在の営業所が手狭なことに加え、大雨などの時に横の鈴子川が氾濫し水没するため、山田のパチンコ店の跡地の道を挟んだ反対側、元のドライブインまつやの後の土地に移転したいとのことです。 2 件とも転用面積が 3,000 m²を超えるため、農業委員会ネットワーク機構の意見徴収が必要となりますが、関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 3 号の通り番 1 と 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。

	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第 3 号については、原案通り承認することといたします。
	議案第 4 号 非農地証明交付申請の承認について
議 長	続いて、議案第 4 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の非農地証明交付申請の承認は、1 件でございます。 「議案第 4 号、通り番 1 を議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 4 号について事務局の朗読が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員から説明をお願いします。

3 番委員	■ 通り番 1 通り番 1 について説明します。 申請地は下大西の県道筋、東九州道の高架下から 50 m 少々下った右手です。申請者は申請地横の県道を挟んだ向かい側に 20 年以上前から住んでいますが、以前から駐車場として利用しており農地としての利用がされていないとのことで申請があつております。現地も確認し、関係書類も揃つており、特に問題ありませんのでご審議お願いします。
議 長	議案第 4 号の通り番 1 について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 4 号の非農地証明交付申請の承認について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとしますので、議案第 4 号は原案通り承認いたします。
	議案第 5 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
議 長	議案第 5 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	「議案第 5 号を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 5 号について事務局の朗読と説明が終わりました。最適化活動の目標の設定等については、毎年度、3 月中に設定をすることとなっておりますが、ご意見、ご質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 5 号の令和 7 年度最適化活動の目標の設定等については、原案通り承認してよろしいですか。

全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 5 号は原案通り可決いたします。
議 長	以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので 3 月の定例総会は終了いたします。
	閉 会 の 宣 言 10 時 50 分閉会を宣言する。